

令和 3 年 10 月会議

津幡町議会会議録

令和 3 年10月20日再開

令和 3 年10月20日散会

津 幡 町 議 会

令和3年津幡町議会10月会議会議録

目 次

1. 出席議員、欠席議員	1
1. 説明のため出席した者	1
1. 職務のため出席した事務局職員	1
1. 議事日程（第1号）	2
1. 本日の会議に付した事件	2
1. 再開・開議（午前10時00分）	3
1. 会議期間の報告	3
1. 議事日程の報告	3
1. 会議時間の延長	3
1. 会議録署名議員の指名	3
1. 諸般の報告	3
1. 議案上程（承認第11号）	3
1. 議案に対する質疑	7
1. 委員会付託	7
1. 休憩（午前10時24分）	7
1. 再開（午後2時05分）	7
1. 議案等上程（認定第1号～認定第11号）	7
1. 委員長報告	7
1. 委員長報告に対する質疑	8
1. 討 論	8
1. 採 決	9
1. 議案上程（承認第11号）	10
1. 委員長報告	10
1. 委員長報告に対する質疑	10
1. 討 論	10
1. 採 決	10
1. 閉議・散会（午後2時20分）	11
1. 署名議員	12

令和3年10月20日（水）

○出席議員（16名）

議 長	角 井 外喜雄	副議長	八十嶋 孝 司
1 番	小 町 実	2 番	森 川 章
3 番	竹 内 竜 也	5 番	西 村 稔
6 番	荒 井 克	7 番	森 山 時 夫
9 番	酒 井 義 光	10 番	塩 谷 道 子
11 番	多 賀 吉 一	12 番	向 正 則
13 番	道 下 政 博	14 番	谷 口 正 一
15 番	洲 崎 正 昭	16 番	河 上 孝 夫

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

町 長	矢 田 富 郎	副 町 長	坂 本 守
総 務 部 長	吉 田 二 郎	総 務 課 長	酒 井 英 志
財 政 課 長	納 口 達 也	町民生活部長	中 村 豊
生活環境課長	中 嶋 徹 郎	健康福祉部長	羽 塚 誠 一
福 祉 課 長	長 陽 子	産業建設部長	吉 岡 洋
都市建設課長	本 多 克 則	会計管理者 兼会計課長	山 崎 勉
消 防 長	松 本 聖 史	消 防 本 部	中 川 俊 介
教 育 長	吉 田 克 也	庶 務 課 長	吉 本 良 二
教育総務課長	山 崎 明 人	教 育 部 長	吉 本 良 二
		河北中央病院事務長 兼事務課長	斎 藤 晶 史

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	山 本 幸 雄	議会事務局長補佐	山 本 慎太郎
総務課統括課長補佐	田 中 圭	財政課係長	掃 部 富 雄
監理課主査	山 本 匡 教	企画課主事	長谷川 直 人

○議事日程（第 1 号）

令和 3 年10月20日（水）午前10時00分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 諸般の報告

日程第 3 議案上程（承認第11号）

（質疑・委員会付託）

承認第11号 専決処分の報告について（令和 3 年度津幡町一般会計補正予算（第 6 号））

（休憩）

日程第 4 認定第 1 号 令和 2 年度津幡町一般会計決算の認定についてから

認定第11号 令和 2 年度津幡町下水道事業会計決算の認定についてまで

（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第 5 承認第11号 専決処分の報告について（令和 3 年度津幡町一般会計補正予算（第 6 号））

（委員長報告・質疑・討論・採決）

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分

＜再開・開議＞

○角井外喜雄議長 ただいまから、令和3年津幡町議会10月会議を再開いたします。

本日の出席議員数は、定数16人中、16人であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

＜会議期間の報告＞

○角井外喜雄議長 本日再開の10月会議の会議期間は、会議日程表のとおり、本日1日間といたします。

＜議事日程の報告＞

○角井外喜雄議長 本日の議事日程は、配付のとおりであります。

＜会議時間の延長＞

○角井外喜雄議長 なお、あらかじめ本日の会議時間の延長をしておきます。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、議場内でのマスクの着用を許可しておりますので、御了承ください。

＜会議録署名議員の指名＞

○角井外喜雄議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本10月会議の会議録署名議員は、津幡町議会会議規則第127条の規定により、議長において2番 森川 章議員、3番 竹内竜也議員を指名いたします。

＜諸般の報告＞

○角井外喜雄議長 日程第2 諸般の報告をいたします。

本10月会議に説明のため、地方自治法第121条第1項の規定により、出席を求めた者の職、氏名は、配付のとおりでありますので、御了承願います。

次に、監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定による令和3年8月分に関する例月出納検査の結果報告がありました。報告書を配付しておきましたので、御了承願います。

次に、さきの9月会議で可決されましたコロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書、出産育児一時金の増額を求める意見書、以上2件の意見書につきましては、関係機関へ送付いたしましたので、御了承願います。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

＜議案上程＞

○角井外喜雄議長 日程第3 議案上程の件を議題といたします。承認第11号を上程いたします。

これより町長に提案理由の説明を求めます。

矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 本日ここに、令和3年津幡町議会10月会議が開かれるに当たり、町政の概況報告と承認議案の概要につきまして御説明申し上げます。

このところ、全国各地で地震が相次いで発生しております。

10月6日午前2時46分ごろ、岩手県沖を震源とする地震が発生し、青森県で最大震度5強を観測いたしました。

明くる7日の午後10時41分ごろには、千葉県北西部を震源とする地震が発生し、東京都や埼玉県で最大震度5強を観測しました。東京23区で震度5強を記録したのは、2011年3月11日に発生した東日本大震災以来、10年ぶりとなりました。

この首都圏を襲った地震では、荒川区と足立区を結ぶ日暮里・舎人ライナーの先頭車両が脱線し、乗客3人がけがをしたほか、各地で多数のけが人が確認されました。また、首都圏のJR各路線などでは一時運行がストップするなど、ダイヤが大幅に乱れて帰宅困難者が続出し、翌日の運転再開後も大幅なおくれにより、多くの方の通勤通学に支障を来しました。また、水道管の破裂により道路が冠水する被害や建物火災も発生いたしました。

石川県におきましても9月16日午後6時42分ごろ、能登地方を震源とする地震が発生し、珠洲市で最大震度5弱を観測しました。幸い、この地震による人的被害や住宅、道路などの被害は確認されず、本町におきましては、役場の震度計で震度1を観測し、ごく弱い揺れを感じたところでございます。

また、10月3日には、午前11時10分ごろと午後2時47分ごろに、能登地方及び能登半島沖を震源とする地震が発生し、いずれも珠洲市で最大震度3を観測いたしました。

県内では今年に入り、能登地方を震源とする地震が相次いで発生しております。金沢地方気象台によりますと、震度1以上が、9月末までに37回発生しており、7月11日には珠洲市で震度4を観測するなど7月には7回、8月には13回、そして9月には16日の珠洲市の震度5弱を含め7回となっております。

いつ、どこで地震が起きるかわかりません。万が一、地震が発生した場合に、迅速かつ的確に対応できるよう、職員には、日ごろから危機管理の意識を高め、防災体制の確立と防災技術の向上に努めるよう指示しているところでございます。

さて、ことしの台風ですが、昨日までに19個発生し、そのうち3個が上陸しております。昨年は台風の上陸はございませんでした。

9月に上陸した台風14号は、7日に発生し、当初の予報に反し、17日から18日にかけて西日本から東日本へと日本列島を横断いたしました。台風14号は、17日午後7時ごろに福岡県に上陸し、18日午前0時ごろに愛媛県に再上陸、さらに、18日午前6時ごろには和歌山県に再々上陸し、その後、18日午後3時ごろに静岡県の中合で温帯低気圧に変わりました。この台風14号は、1951年の統計開始以来、初めて福岡県に上陸したとのことでございます。

台風14号の接近により、西日本の各地で暴風、大雨などに見舞われ、特に九州南部では前線の活動が活発化し、大雨となり人的被害や家屋の半壊、床上床下浸水など、住宅に被害が発生いたしました。災害時相互応援協定を結んでおります福岡県岡垣町と和歌山県上富田町は、台風14号の進路となりましたが、幸い大きな被害はなかったとの連絡を受けております。

本町におきましては、17日午後2時30分から台風14号の接近に伴い、臨時部長会を開催いたしました。会議では、金沢地方気象台が発表した気象情報をもとに情報共有を図り、大雨や強風な

ど十分に警戒するよう指示をいたしました。また、万が一の事態に備え、連絡体系・防災体制の確認もあわせて行ったところでございます。

今後も台風が発生する可能性はありますので、引き続き、気象情報に注意し、対応してまいりたいと考えております。

次に、新型コロナウイルス感染症について、9月は国内の新規感染者が2万1,000人余りと、8月の5万6,000人余りから大幅に減少いたしました。また、多くの方が自宅療養となっていた医療提供体制も改善傾向となったことから、政府は9月28日に、19都道府県に発出していた緊急事態宣言と石川県を含む8県のまん延防止等重点措置について、9月30日の期限をもって全面解除すると発表いたしました。緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が全国のどこの地域にも出ていない状況となるのは、今年4月4日以来、約半年ぶりとなりました。

県内の感染状況につきましては、8月に感染が急拡大しましたが、9月に入ってから新規感染者も減少傾向となり、9月中の感染者は595人と8月の2,147人から大幅に減少しました。県は、9月9日にモニタリング指標をステージ4の感染拡大緊急事態からステージ3の感染まん延特別警報に引き下げました。さらに、9月21日には1日の新規感染者が、7月7日以来、約2カ月半ぶりに一桁となりました。

そして、まん延防止等重点措置の適用が9月30日で解除となることが決定した9月28日には、モニタリング指標がステージ3の感染まん延特別警報からステージ2の感染拡大注意報に引き下げられました。

10月に入り、6日には6月26日以来、102日ぶりに県内の新規感染者がゼロとなり、この日は全国で石川県のみ新規感染者が確認されませんでした。

県は、新型コロナウイルスの感染状況が改善傾向にある現状を踏まえて、8日に飲食や観光関連産業の需要を喚起する石川版「Go To イート」の食事券販売と、県民旅行割の新規予約受け付けを再開いたしました。

コロナ禍で落ち込んだ飲食や観光関連産業の早期回復を図るため、県内の感染状況を注視しながら経済再生に向けかじを切りました。

本町の感染状況につきましては、9月には16人の新規感染者が確認されました。感染者がゼロの日も21日あり、8月の71人から大幅に減少いたしました。9月の感染者の年齢構成につきましては、20代以下が9人で半数以上を占めております。

本町におけるこれまでの感染者数は、昨日時点で207人となり、うち治療中の方は3人となっております。

本町におけるワクチン接種の状況につきましては、10月18日時点での速報値では、対象者全体の83.5%の方が1回目を済ませ、73.6%の方が2回目を終えております。

年代別の内訳といたしましては、10代と20代で1回目を終了した方が73.1%、2回目を終了した方が46.6%、30代、40代では1回目を終了した方が81.3%、2回目を終了した方が70.2%、50代、60代では1回目を終了した方が87.9%、2回目を終了した方が84%、70代以上では1回目を終了した方が89.8%、2回目を終了した方が88.7%となっております。

ワクチン接種の予約につきましては、12歳以上の1回目の接種を、集団接種・個別接種ともに10月17日で一旦終了させていただきました。ただし、河北中央病院におきましては、10月28日分まで予約を受け付けており、おおむね接種完了は11月18日を予定しております。最終接種率とし

ては、85%前後となる見込みでございます。

コロナとともに生きる社会にあつては、可能な限り感染拡大防止に努めながら、社会経済活動とのバランスを図ることが重要となります。町民の皆様におかれましては、引き続き、新しい生活様式の実践に努めていただくよう、また、事業者の皆様におかれましては、感染防止ガイドラインの徹底に努めていただくようお願い申し上げます。また、感染者やその家族、医療従事者、そして何らかの事情でワクチン接種を受けられない方への差別、偏見、誹謗中傷を許さず、正しい情報に基づく冷静な行動をお願いいたします。

それでは、議会9月会議以降の町政の概況を報告いたします。

9月22日、株式会社北上製作所と大坪地区工場用地の売買契約締結の調印式を行いました。津幡町土地開発公社が平成30年9月から津幡町字大坪地内で造成をしていた大坪地区工場用地が令和2年、昨年の5月に完成し、分譲を開始しておりました。大坪地区工場用地は、約2万7,000平方メートルで4区画となっております。今回契約いたしました土地の面積は、1万1,695.66平方メートルの1区画で、同社は既に取得済みの隣接する土地と合わせて2万577.46平方メートルに本社機能を持つ工場を新設し、近隣の同社の工場とあわせて生産の効率化を図るものでございます。令和4年度に建設し、令和5年4月の稼働を目指す予定と聞いており、新たな雇用創出と交流人口の増加、定住促進に役立つものと大いに期待をしているところでございます。

10月1日、令和元年7月より建設を進めておりました役場新庁舎・福祉センター整備工事が全て完了し、津幡町の新たなランドマークとしてグランドオープンをいたしました。

既に、本年1月4日から専門性の高い部署を新設するなどして組織を改編し、業務の効率化と町民サービスの向上を目指し、新庁舎での業務を開始しておりましたが、駐車場など一部の施設は暫定的な供用となっております。来庁される皆様や周辺住民の皆様には、旧庁舎の解体工事や跡地整備工事などで、大変な御不便と御迷惑をおかけしてまいりましたが、当初の予定どおり、9月末に全ての工事を終えることができました。新庁舎のグランドオープンに当たり、職員一同と、これまでも増して町民サービスの向上に努めるとともに、新たなチャレンジの出発点として町民の期待に応える決意をいたしているところでございます。今後とも、住んでよかったと実感できる地域づくりに向けて邁進していく所存でありますので、皆様方には、より一層の御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

10月3日、文化会館シグナスにおきまして、焼田県議会議員、角井議長を初め、議員各位の御参列をいただき、津幡町スポーツ栄誉賞贈呈式を挙行いたしました。

式は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に万全を期すため、招待者、一般観覧者を限定させていただき、229名の出席により、川井梨紗子選手、友香子選手の姉妹での金メダル獲得の快挙を改めてお祝いさせていただきました。

当初の予定では、前回同様の町内パレードを実施する計画を立てておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、町内パレードは断念し、そのかわり贈呈式で趣向を凝らした対応をさせていただいたところでございます。

それは、オープニングで朝霞太鼓によるお祝いの太鼓演奏で始まり、また本町広報特使で国際ジャーナリストの蟹瀬誠一氏と落語家でお笑いタレントの月亭方正氏初め、お二人に関係する方々からのお祝いビデオメッセージの放映や花束贈呈などがございます。さらに川井姉妹からは、応援をいただいたお礼として、抽選により来場者15名にサイン色紙をプレゼントするといったサ

プライズもあり、厳粛な中に、お祝いムード漂う式典となったと思っております。

それでは、本日提出いたしました議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

承認第11号 専決第14号 令和3年度津幡町一般会計補正予算（第6号）。

本補正は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、歳入歳出それぞれ3,900万円を追加する専決処分をしたものでございます。

追加交付される新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金により、厳しい経営環境が続く町内の事業者を支援するための支援金といたしまして、商工振興費の感染症緊急対策費を増額するのに加え、8月12日から15日にかけての豪雨により被災いたしました準用河川藤又川の災害復旧といたしまして、現年災害復旧事業費の補助災害復旧事業費を増額する必要性が生じたことから、令和3年9月16日付で専決処分を行ったものでございます。

以上、本10月会議に御承認をお願いいたしました議案の概要を御説明申し上げたところでございますが、各常任委員会におきまして、関係部課長より詳細に説明いたしますので、原案どおり承認を賜りますようお願いを申し上げ、承認案件の説明とさせていただきます。

＜議案に対する質疑＞

○角井外喜雄議長 これより議案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。……ありませんので、質疑を終結いたします。

＜委員会付託＞

○角井外喜雄議長 ただいま議題となっております承認第11号は、配付してあります議案審査付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩中に常任委員会で、議案の審査方よろしくお願いいたします。

〔休憩〕 午前10時24分

〔再開〕 午後2時05分

○角井外喜雄議長 ただいまの出席議員数は、16人であります。

定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

＜議案等上程＞

○角井外喜雄議長 日程第4 認定第1号 令和2年度津幡町一般会計ほか、認定第2号から認定第8号までの特別会計及び認定第9号から認定第11号までの事業会計のそれぞれ決算の認定についてを一括して議題といたします。

＜委員長報告＞

○角井外喜雄議長 認定第1号から認定第11号までにつきましては、さきの9月会議において予算決算常任委員会に付託いたしましたので、その審査結果の報告書が提出されております。

これより本件に対する審査の経過及び結果につき委員長の報告を求めます。

酒井義光予算決算常任委員長。

〔酒井義光予算決算常任委員長 登壇〕

○酒井義光予算決算常任委員長 ただいま議題となりました令和2年度決算の認定につきまして、予算決算常任委員会における審査の経過及び結果について御報告いたします。

本委員会に付託されました案件は、令和2年度津幡町一般会計決算のほか、7件の特別会計決算及び3件の事業会計決算の認定であり、さきの9月会議で付託されたものであります。

これら各会計決算の審査につきましては、去る9月16日から10月8日までにかけて委員会及び分科会を開催し、決算書、事項別明細書、主要な施策の成果、各種報告書及び監査委員の審査意見書などにに基づき、関係部課長から詳細な説明を聴取し、また町内の施設巡視を行い、予算執行が適正かつ効率的に行われたことについて、慎重に審査したところであります。

その結果、認定第1号 令和2年度津幡町一般会計決算の認定については、賛成多数により認定すべきものと決しました。

次に、認定第2号 令和2年度津幡町国民健康保険特別会計決算の認定についてから認定第11号 令和2年度津幡町下水道事業会計決算の認定についてまでの7件の特別会計決算及び3件の事業会計決算の認定については、いずれも全会一致をもって認定すべきものと決しました。

以上、予算決算常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するものであります。

なお、審査の過程におきまして、総括として、本町の財政における経常収支比率や実質公債費比率の推移も踏まえ、現在実施中、さらに今後計画されている各種事業を着実に実施するための財源の確保と最少の経費で最大の効果を上げることができるよう、引き続き財政健全化に向けた計画的かつ効率的な財政運営に努めるとともに、第5次津幡町総合計画の推進に向け、より一層積極的に取り組まれるよう要望がありましたので、あわせて御報告をし、予算決算常任委員会の委員長報告を終わります。

＜委員長報告に対する質疑＞

○角井外喜雄議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。……ありませんので、質疑を終結いたします。

＜討 論＞

○角井外喜雄議長 これより討論に入ります。

本日の討論時間は、一人15分以内といたします。

討論の通告がありますので、これより発言を許します。

10番 塩谷道子議員。

〔10番 塩谷道子議員 登壇〕

○10番 塩谷道子議員 10番、日本共産党の塩谷です。

私は、認定第1号、令和2年度津幡町一般会計決算のうち、2款1項14目自衛官募集事務費、8款2項3目町道庄能瀬線道路改良事業費、同じく町道竹橋大坪線道路改良事業費については、認められませんので意見を述べます。

最初に、自衛官募集事務費について述べます。

平成15年に安保法制が決められ、集団的自衛権までも認められるようになりました。それをもとに敵基地攻撃能力を持てるようになり、米軍との共同訓練が大きくふえました。また、自衛隊

の持つ武器も敵基地攻撃に役立つようなものにかえられてきました。台湾有事も取り上げられるようになり、武力を使うような発言まで飛び出しています。今まで憲法により守られていた自衛官の命が今ではその保証はありません。多くの自衛隊員は、災害現場で活躍する自衛官の姿を見て、自分もそうなりたいと思って自衛隊に入った人が多いと聞いています。自衛隊員が、米軍とともに戦争に加担させられ命が危険にさらされるような状況が危惧される中で、町が自衛隊員の募集に手を貸すことを見過ごすことはできません。

次に、町道庄能瀬線道路改良事業について述べます。

軟弱地盤で工事が止まっていましたが仕事が進み、郵便局近くから河北縦断道まで道は整いました。しかし、道ができたからと言ってそれほどたくさんの車がこの道を通っているとは言えません。能瀬と谷内を結ぶ道路が混雑しているとも思いません。できあがった道路を見ても本当に必要な道路だったのかと疑問に思います。

最後に、町道竹橋大坪線道路改良事業について述べます。

この道路は、竹橋の鳳凰殿先にある山を切り開いて、将来つくられるであろう体験型観光交流公園への取り付け道路を作る工事です。肝心の体験型観光交流公園はまだ見通しがついていません。17年もかけてつくる予定の公園は、本当に人が集まるのでしょうか。一度来た人がまた来ようと思うのでしょうか。甚だ疑問です。

国から支出金が下りるまで公園をつくることはできないでしょう。第2期区間の整備延伸には体験型観光交流公園と連携した事業計画が必要になるため、公園と道路が一体となった実施計画が必要になると述べられています。こういうことができるのはいつになるのでしょうか。また、この計画に責任を持つ人は誰なのでしょう。町民は、どうなるか定かではない体験型観光交流公園に税金をかけるより、落ち込む社会保障費を補い、日々の生活を支えるために税金を使ってほしいと望んでいます。

以上の理由により、一般会計決算のうち3つの事務費、事業費の認定には反対いたします。

これで、私からの討論を終わります。

○角井外喜雄議長 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。……ありませんので、討論を終結いたします。

＜採 決＞

○角井外喜雄議長 これより採決いたします。

認定第1号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、認定すべきものとなっております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり認定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者14人 不起立者1人〕

○角井外喜雄議長 起立多数であります。

よって、認定第1号につきましては、認定することに決定いたしました。

次に、認定第2号から認定第11号までを一括して採決いたします。

委員長の報告では、いずれも認定すべきものとなっております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり認定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○角井外喜雄議長 異議なしと認めます。

よって、認定第2号から認定第11号までは、いずれも認定することに決定いたしました。

＜議案上程＞

○角井外喜雄議長 日程第5 承認第11号を議題といたします。

＜委員長報告＞

○角井外喜雄議長 これより常任委員会における付託議案に対する審査の経過及び結果につき常任委員長の報告を求めます。

酒井義光予算決算常任委員長。

〔酒井義光予算決算常任委員長 登壇〕

○酒井義光予算決算常任委員長 予算決算常任委員会に付託されました案件について、関係部課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について御報告いたします。

承認第11号 専決処分の報告について（令和3年度津幡町一般会計補正予算（第6号））については、全会一致をもって承認することにいたしました。

以上、予算決算常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するものであります。

報告を終わります。

○角井外喜雄議長 これをもって委員長報告を終わります。

＜委員長報告に対する質疑＞

○角井外喜雄議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。……ありませんので、質疑を終結いたします。

＜討 論＞

○角井外喜雄議長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。……ありませんので、討論を終結いたします。

＜採 決＞

○角井外喜雄議長 これより議案採決に入ります。

承認第11号を採決します。

委員長の報告は、承認とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○角井外喜雄議長 異議なしと認めます。

よって、承認第11号は、承認されました。

＜閉議・散会＞

○角井外喜雄議長 以上をもって、本10月会議に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

よって、令和3年津幡町議会10月会議を散会いたします。

午後2時20分

地方自治法第123条第2項の規定により、これに署名する。

議会議長 角井外喜雄

署名議員 森川 章

署名議員 竹内 竜也

参 考 資 料

1. 委員会審査付託表·····	1
1. 委員会審査結果表·····	2

令和3年津幡町議会10月会議
常任委員会議案審査付託表
予算決算常任委員会

議案番号	件名
承認第11号	専決処分の報告について（令和3年度津幡町一般会計補正予算（第6号））

令和２年度決算審査
常任委員会議案審査結果表
予算決算常任委員会

議案番号	件 名	議決の結果
認定第１号	令和２年度津幡町一般会計決算の認定について	認 定
認定第２号	令和２年度津幡町国民健康保険特別会計決算の認定について	〃
認定第３号	令和２年度津幡町後期高齢者医療特別会計決算の認定について	〃
認定第４号	令和２年度津幡町介護保険特別会計決算の認定について	〃
認定第５号	令和２年度津幡町簡易水道事業特別会計決算の認定について	〃
認定第６号	令和２年度津幡町バス事業特別会計決算の認定について	〃
認定第７号	令和２年度津幡町ケーブルテレビ事業特別会計決算の認定について	〃
認定第８号	令和２年度津幡町河合谷財産区特別会計決算の認定について	〃
認定第９号	令和２年度津幡町国民健康保険直営河北中央病院事業会計決算の認定について	〃
認定第10号	令和２年度津幡町水道事業会計決算の認定について	〃
認定第11号	令和２年度津幡町下水道事業会計決算の認定について	〃

令和３年津幡町議会10月会議
常任委員会議案審査結果表
予算決算常任委員会

議案番号	件 名	議決の結果
承認第11号	専決処分の報告について（令和３年度津幡町一般会計補正予算（第６号））	承 認